

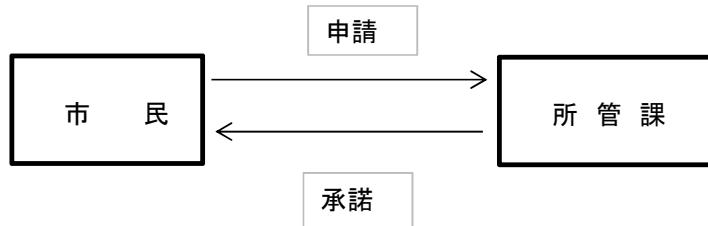
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	保育所等の利用調整	
処 分 の 概 要	市は、保育の必要性の認定を受けた子どもが、保育所等を利用するにあたり、利用調整を行ったうえで、各施設・事業者に対して利用の要請を行う。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法(昭和22年法律第164号)、松山市保育所条例(昭和39年条例第11号)	
条 項	法第24条第3項、条例第5～7条	
所 管 課	保育・幼稚園課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	締切日後2週間	
標準処理期間	計 締切日後2週間	
審査基準		
<p>入所選考基準表に基づき、利用できる児童を決定する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市保育所条例</p> <p>(保育の提供)</p> <p>第5条 保育の提供は、児童が次のいずれかに該当するときに行うものとする。</p> <p>(1) 保育所(市立認定こども園を構成するものを除く。)にあつては、次に掲げるとき。</p> <p>ア 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとき。</p> <p>イ 子ども・子育て支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育(保育に限る。)を受けさせる必要があると市長が認めたとき。</p> <p>ウ 子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けさせる必要があると市長が認めたとき。</p> <p>(2) 市立認定こども園にあつては、次に掲げるとき。</p> <p>ア 子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとき。</p> <p>イ 子ども・子育て支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育を受けさせる必要があると市長が認めたとき。</p> <p>(保育の提供の申込み)</p> <p>第6条 保育の提供を希望する者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。</p> <p>(入所の不承諾)</p> <p>第7条 市長は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、入所を承諾しないことができる。</p> <p>(1) 身体虚弱のため保育に堪えられないとき。</p> <p>(2) 精神病精神疾患又は悪癖を有するとき。</p> <p>(3) その他市長が不相当と認めるとき。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



松山市 保育所等入所選考基準表 (2号、3号)

保育実施基準

保護者の状況等			
1	就労	常勤 パート	月160時間以上
			月120時間以上160時間未満
		内職	月80時間以上120時間未満
			月64時間以上80時間未満
2	妊娠・出産	出産月をはさんで前後2ヶ月の合計5ヶ月以内	
3	保護者の疾病・障がい	入院	1ヶ月以上の入院が決定している
		通院	週4日以上
		自宅療養	自宅にて療養
		身障 重度	1・2級又はこれと同程度
	中度以下	3級以下又はこれと同程度	
4	家族の 介護・看護等	入院	入院している家族に常時付き添っている
		通院	週4日以上
		自宅療養	自宅にて療養
		身障 重度	1・2級又はこれと同程度の者の介護（看護）
	中度以下	3級以下又はこれと同程度の者の介護（看護）	
5	災害	震災等による家屋の損害、その他の災害による被害の結果、復旧のため保育できない場合	
6	求職中	内定	
		未定	
7	就学	学生等	在学中で日々居宅外で勉学している（職業訓練等含む）
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあり、日中の保育所等の必要性が認められる場合	

調整要件

児童の家庭の状況等	
(加算)	
1	生活保護世帯
2	ひとり親世帯（祖父母と同居・別居により異なる）
3	3人以上の多子世帯
4	父母のどちらか単身赴任である世帯
5	利用希望児童が障がいを有する場合
6	同居の親族（父母・兄弟姉妹・祖父母）が障がいを有する場合
7	祖父母が市外在住（ひとり親世帯を除く）
8	兄弟姉妹が保育所等に入所中
9	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等に同時に申し込む場合

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

9	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等を同時に申し込む場合
10	保育の実施対象年齢の制限等により保育の実施の継続が出来ない場合で、引き続き保育所等での保育の実施を希望し、申し込みをする場合
11	育児休業・産休明け
12	育児休業復帰に兄弟姉妹併せて同時に申し込む場合
13	父又は母が保育士、保育教諭、幼稚園教諭として勤務、又は勤務予定である
14	一時預かり・認可外保育施設利用等を常態としている場合
15	前年度から一年以上にわたって待機中の場合
16	同一認定こども園内で、1号認定から2号認定への変更を希望する場合
17	転居等により、転園が特に必要であると認められる場合
18	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
19	要支援世帯
(減点)	
20	同居の親族が65歳未満で求職中等の場合
21	兄弟姉妹を家庭内で保育している場合
22	在園児がいるが求職中の場合
23	保育料の未納がある世帯（卒園児含む）
24	書類の不備等により正確な審査が行えないもの（同居の親族分を含む）
25	育休予約の仮決定を辞退した場合（兄弟姉妹の辞退は除く）

※保育所等とは、認可保育所、認定こども園(2号・3号)、地域型保育事業(3号)をいう。

※入所選考の方法

「保育実施基準」で、保護者のうち基準点数の低いものを適用し、「調整要件」により該当する点数を加減する。算出の結果、点数の高い子どもを優先する。

同点の場合は、入所希望順位、兄弟姉妹の入所状況、その他世帯の状況等を総合的に勘案し、優先順位を決定する。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。